

第7章 行為の制限に関する事項

「みどり・田園景観区域」「まちなみ景観区域」「景観形成地区」について、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項として、届出対象行為、景観形成基準を以下のように設定します。

1. 届出対象行為

茨木市景観計画区域において、良好な景観の形成に大きな影響を与えることが想定される建築物、工作物、開発行為等について、景観法第16条第1項に基づく届出対象行為を以下のとおり設定します。

(1) みどり・田園景観区域

対象物及び規模と届出対象行為

	届出対象行為	対象物	規模	備考
景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	建築物	階数が3以上又は建築面積300㎡以上のもの。	建築基準法第2条第1号に規定する建築物。
景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	工作物	地盤面からの高さが10m以上又は築造面積300㎡以上のもの。	建築基準法施行令第138条に規定する工作物。（広告塔は除く）
景観法第16条第1項第3号に掲げる行為	開発行為	土地	行為地の面積500㎡以上	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。
景観法第16条第1項第4号により、景観計画に従い茨木市景観条例で定めるもの	土地の形質の変更	土地	行為地の面積1,000㎡以上	
	物件の堆積	その他	行為地の面積1,000㎡以上	

(2) まちなみ景観区域

対象物及び規模と届出対象行為

	届出対象行為	対象物	規模	備考
景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	建築物	- 階数が4以上又は高さが10m以上もしくは建築面積1,000㎡以上のもの。 - 増築にあたっては、既存建築物の延面積との合計が1,000㎡以上のもの。	建築基準法第2条第1号に規定する建築物。
景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	工作物	地盤面からの高さが10m以上又は築造面積1,000㎡以上のもの。	建築基準法施行令第138条に規定する工作物。（広告塔は除く）
景観法第16条第1項第3号に掲げる行為	開発行為	土地	土地の区画面積1,000㎡以上	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。
景観法第16条第1項第4号により、景観計画に従い茨木市景観条例で定めるもの	土地の形質の変更	土地	行為地の面積1,000㎡以上	
	物件の堆積	その他	行為地の面積1,000㎡以上	

(3) 景観形成地区

対象物及び規模と届出対象行為

	届出対象行為	対象物	規模	備考
景観法第16条第1項第1号に掲げる行為	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	建築物	すべて	建築基準法第2条第1号に規定する建築物。
景観法第16条第1項第2号に掲げる行為	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	工作物		建築基準法施行令第138条に規定する工作物。（広告塔は除く）
景観法第16条第1項第3号に掲げる行為	開発行為	土地		都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。
景観法第16条第1項第4号により、景観計画に従い茨木市景観条例で定めるもの	土地の形質の変更	土地		
	物件の堆積	その他		

2. 景観形成基準

「みどり・田園景観区域」「まちなみ景観区域」「景観形成地区」について、建築物、工作物、開発行為等の景観形成基準を以下のとおり設定します。

(1) みどり・田園景観区域

行為	事項	みどり・田園景観区域
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 - 市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 - 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 (2)付帯施設 - 外部に設ける建築設備*は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 - 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	- 自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合(ソーラーパネルを含む。)は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。 - 反射光のある素材は使用しない。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 - 閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 - 市街地から北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。
	3) 色彩	- 自然になじんだ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図1)に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合(ソーラーパネルを含む。)は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 良好な周辺の景観と調和した素材を使用する。 - 反射光のある素材は使用しない。

行為	事項	みどり・田園景観区域
2 又は工 作物の 移転等 の新設	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 - 閉鎖的な塀、柵等で囲わず、できる限り開放的な形状とする。塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	【共通】 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 (1) 土石の採取、鉱物の掘採 - 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置、方法を工夫し、原則として、行為地周囲の緑化を行う。 - 採取、掘採後は、周辺の植生と調和した緑化を行う。 (2) 土地の開墾、その他の土地の形質の変更 - できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 - 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 - 高さをできる限り抑えけるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 - 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図1）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

※建築設備とは、建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。ただし、煙突及び避雷針は除く。

(2) まちなみ景観区域

行為	事項	まちなみ景観区域
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 - 国道171号や安威川等、北部への眺望が開けた市街地では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。 - 丘陵地の住宅地では、北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 - 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 (2)付帯施設 - 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようにデザインとする。 - 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 - 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	- 落ち着きの感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 - 国道171号や安威川等、北部への眺望が開けた市街地では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。 - 丘陵地の住宅地では、北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	- 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないように配慮する。

行為	事項	まちなみ景観区域
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	● 落ち着いた感じられる色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ● 当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 ● ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	● 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 ● 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	● 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	● 行為地は樹木等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 ● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	● できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 ● のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 ● 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 ● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ● できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。 ● のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 ● 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 ● 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	● 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 ● 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 ● 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 ● 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図2）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

(3) 景観形成地区

5つの景観形成地区ごとに景観形成基準を以下のように定めます。

1) にぎわい景観形成地区

行為	事項	にぎわい景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードのにぎわい景観形成地区内）の沿道では、1階部分で道路境界より原則として1m以上の壁面後退を行い、オープンスペースを確保する。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 - 良好な周辺の景観と調和し、窓の庇、窓枠のラインをそろえる等、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 - 商業施設の低層部は、通りに面して、十分な開口部を確保し、ショーウィンドーの設置や透過性の高いシャッターを設けるなどまちの賑わいに配慮する。 (2)付帯施設 - 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 - 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 - 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	- 明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着いた感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	- 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。 - 商業施設の外部から視認できる照明は、電球色に近い温かみを感じられる色温度を基本とし、魅力ある夜間景観の演出に努める。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 - 建築物は、壁面緑化等によりうるおいある景観の形成に努める。 - 中央通りの沿道では、まちを華やかに彩る植栽の設置等に努める。 - 東西通りの沿道では、緑豊かな景観を形成する植栽の設置等に努める。 - 建築物の前面に配置する駐車場等の周囲は、樹木等により緑化する。 - 駐車場の出入口は、原則として中央通りと東西通りに面して設置しない等、まちなみの連続性に配慮する。 - 建築物等の前面にあるオープンスペースは、歩道との間に段差を設けないように努める。

行為	事項	にぎわい景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 駅周辺と主要道路（中央通り、東西通り、エキスポロードの）にぎわい景観形成地区内）の沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。
	2) 形態、意匠	- 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
	3) 色彩	- 明るく賑わいの感じられる色彩（東西通りの沿道では、落ち着いた感じられる色彩）とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 - 駐車場、空地等の周囲は、樹木等により緑化する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 - 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 - 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 - 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図3）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

2) 元茨木川緑地景観形成地区

行為	事項	元茨木川緑地景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 元茨木川緑地に面する側は、できる限り2階以上の壁面の位置を後退させる。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 - 元茨木川緑地の緑になじむ景観とし、勾配屋根とするなど、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 (2)付帯施設 - 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 - 外部に設ける建築設備は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 - 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	- 自然色を基本とした落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 塀、柵等の閉鎖的な囲いはできる限り避け、開放的な敷地とする。やむを得ず設置する場合は、生垣や自然素材を使った柵等を用い、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
2 工作物の新設又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 元茨木川緑地に面する側では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。
	2) 形態、意匠	- 緑地の緑になじむ景観とし、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。
	3) 色彩	- 自然色を基本とした落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。

行為	事項	元茨木川緑地景観形成地区
2 又は工 作物の 移転等 の新設	4) 素材	• 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 • 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	• 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	• 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 • 塀、柵等を設ける場合は、生垣や自然素材を使った柵等を用い、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	• できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の 形質の 変更	方法	• 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 • できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。 • のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 • 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 • 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の 堆積	方法	• 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 • 高さをできる限り抑えけるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 • 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図4）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

3) 彩都景観形成地区

行為	事項	彩都景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	• 周辺の北摂山系の山並み景観と調和した配置、規模、高さとする。 • 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 • 北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 • 周辺の北摂山系の山並み景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 • 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 (2)付帯施設 • 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 • 外部に設ける建築設備は、建築物と一体的にデザインするか、通りから見えないよう良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 • 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	• 北摂山系と調和した色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 • 当該基準に適合しない色（町名色等）は各立面の1/20以下とする。 • ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	• 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 • 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	• 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	• 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 • 建築物は、壁面緑化、屋上緑化等により緑豊かな景観形成に配慮する。 • 敷際は、生垣等、緑豊かな囲いを作るとともに、樹種や植え方に配慮し、歩道との連続性をもたせる。 • 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 • 敷際は、縁石や地表面の仕上げに配慮し、美しい仕上げとする。 • 行為地に設置する駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽等は、周囲を緑で囲むなど直接見えないように配慮する。
2 又は工作物の新設等	1) 配置、規模、高さ	• 周辺の北摂山系の山並み景観と調和した配置、規模、高さとする。 • 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 • 北摂山系や周辺への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	• 周辺の北摂山系の山並み景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 • 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

行為	事項	彩都景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	- 北摂山系と調和した色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色（町名色等）は各立面の1/20以下とする。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木、壁面緑化等によりできる限り緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 - 敷際は、生垣等、緑豊かな囲いを作るとともに、樹種や植え方に配慮し、歩道との連続性をもたせる。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 - 駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽等は、周囲を緑で囲むなど直接見えないように配慮する。
3 開発行為	方法	- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 - 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 - 高さをできる限り抑えけるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 - 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図5）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

4) 歴史的景観形成地区

行為	事項	歴史的景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	2階建てを基本とし、良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 西国街道沿いは、建築物の壁面を道路の境界線にできる限り合わせ、良好な周辺の景観と調和した配置とする。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 - 西国街道沿いは、道路に向かって勾配屋根（平入りの切妻屋根）としたり、開口部に縦格子を取り入れたりする等、櫓の本陣の形態、意匠を反映させる。 - 西国街道沿いは、2階の壁面を1階より後退させ、軒庇の高さをそろえる等、まちなみの連続性に配慮する。 - 西国街道沿い以外では、歴史的なまちなみ景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 (2)付帯施設 - 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 - 外部に設ける建築設備は、通りから見えにくい位置に配置するか、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 - 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	- 櫓の本陣のような落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 塀等の内側に植栽を設ける場合は、できる限り櫓等の常緑樹を使用する。塀の外に植栽を設ける場合や塀がなく植栽を設ける場合は、低木やフラワーポット等を使用し、建築物が見えるよう配慮する。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
2 又は工 作物 移転 の新 設	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - 道路の境界線からできる限り後退した配置とする。
	2) 形態、意匠	- 歴史的なまちなみ景観と調和し、まちなみの連続性に配慮した形態、意匠とする。 - 屋上に設置する施設は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

行為	事項	歴史的景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	・ 樁の本陣のような落ち着いた色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ・ 当該基準に適合しない色は原則使用しない。 ・ ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	・ 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 ・ 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	・ 外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	・ 行為地は、できる限り樁等の常緑樹を使用し緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 ・ 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。
3 開発行為	方法	・ できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 ・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 ・ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 ・ 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	・ 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 ・ できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大な のり面又は擁壁が生じないようにする。 ・ のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 ・ 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 ・ 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	・ 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 ・ 高さをできる限り抑えとともに、整然とした物件の堆積を行う。 ・ 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 ・ 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図6）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

5) 沿道景観形成地区

行為	事項	沿道景観形成地区
1 建築物の新築又は移転等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - エキスポロード、(都)道祖本摂津北線の沿道は、道路の境界線からできる限り後退した配置とし、歩行者空間を確保する。 (都)道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	(1)建築物本体 - 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 中高層建築物等では、分節や外壁に変化を付けることで、圧迫感や単調さを軽減させる。 (2)付帯施設 - 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。 - 外部に設ける建築設備は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。 - 屋外階段、ベランダ等は、建築物全体と調和させる。
	3) 色彩	- 沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準(図7)に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合(ソーラーパネルを含む。)は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 - 建築物は、壁面緑化、屋上緑化等により緑豊かな景観形成に配慮する。 塀、柵等の閉鎖的な囲いはできる限り避け、開放的な敷地とする。やむを得ず設置する場合は、透過性のあるものを使用し、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 - 敷地は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。
2 又は工は移物転の新設等	1) 配置、規模、高さ	- 良好な周辺の景観と調和した配置、規模、高さとする。 - エキスポロード、(都)道祖本摂津北線の沿道では、道路の境界線からできる限り後退した配置とする。 (都)道祖本摂津北線では、北摂山系への眺望に配慮した配置、規模、高さとする。
	2) 形態、意匠	- 良好な周辺の景観と調和し、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 - 屋上に設置する施設は、通りから見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、周囲を囲うことで、目立たないようなデザインとする。

行為	事項	沿道景観形成地区
2 工作物の新設又は移転等	3) 色彩	- 沿道の緑になじむ色彩とし、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - 当該基準に適合しない色は各立面の1/20以下とする。 - ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合（ソーラーパネルを含む。）は上記2項の限りでない。
	4) 素材	- 周辺の景観に配慮し、地域の特性に合った素材を使用する。 - 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮する。
	5) 照明	外観に照明を施す場合は、その位置や量等が周辺の景観に与える影響を考慮して設置する。
	6) 緑化、外構	- 行為地は樹木、壁面緑化等により緑化するものとし、原則として道路側に緑を配置する。 塀、柵等を設ける場合は、透過性のあるものを使用するなど、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、隣接する敷地との連続性に配慮する。 - 敷際は、外構と歩道が連続するような仕上げとし、調和させる。
3 開発行為	方法	- できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないように配慮する。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。
4 土地の形質の変更	方法	塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。 - できる限り現況の地形を活かし、地形の改変を必要最小限にするなど、長大なのり面又は擁壁が生じないようにする。 - のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化を行う。 - 擁壁は、良好な周辺の景観と調和した形態、素材とする。 - 原則として、行為地周囲の緑化を行う。
5 物件の堆積	方法	- 道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とする。 - 高さをできる限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行う。 - 行為地周囲の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮へいを行う。 塀、柵等を設ける場合は、良好な周辺の景観と調和した形態、意匠とする。また、色彩は、別に定める色彩に関する景観形成基準（図7）に適合させ、周辺の景観と調和させる。

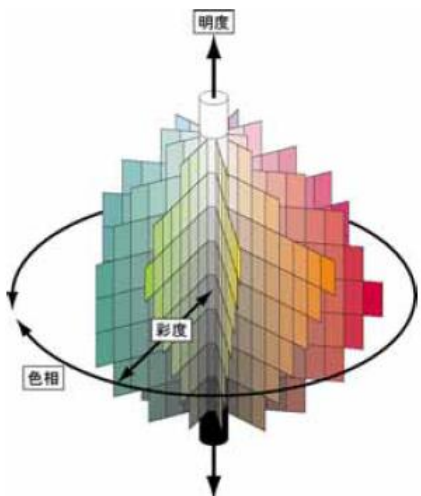
色彩の考え方

■ベースカラーとは？

ベースカラー	● ベースカラーは、壁等、大きな面積を占める色のことです。 ● ベースカラーの基準は、景観計画区域、景観形成地区ごとに定められており、その範囲内の色を使用することができます。
--------	--

■色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は？

色彩に関する景観形成基準に使用している色見本は、マンセル表色系を用いています。マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を示します。

色相	R (赤)、Y (黄)、G (緑)、B (青)、P (紫)の5つに、中間色相のYR、GY、BG、PB、RPを加えた10色相に分かれ、各色相について度合いを示す1から10の数字を組み合わせて表記します。	 <資料：大阪府景観色彩ガイドライン>
明度	色の明るさの度合いを表し、最も明るくなる場合は白(10)、最も暗くなる場合は黒(0)となります。	
彩度	彩度は、色の鮮やかさの度合いを表し、鮮やかな原色に近い色ほど彩度が高く、くすんだ色ほど彩度が低くなります。 色相によって彩度の最大値が異なり、最も鮮やかな赤は彩度14程度になります。	

マンセル値は、「色相 明度／彩度」の順に数値を示して、色を表記します。なお、無彩色（白～灰色～黒）は明度のみで表し、「N9」のように、頭にNをつけて表記します。



■周辺の景観と調和させるとは？

建物自身に複数の色彩を用いる場合、周辺の景観と調和させる場合、いずれにも対応しますが、調和しやすい色彩の組み合わせ方法は、黄色系、赤色系等でそろえる「①色相をそろえる」という方法と、同じような明度と彩度でそろえる「②色調をそろえる」という方法があります。

①色相をそろえる



②色調をそろえる



<資料：大阪府景観色彩ガイドライン>

■色彩に関する景観形成基準一覧表

区域・地区名		色相	ベースカラー		基準に適合しない色
			彩度	明度	
景観計画区域	みどり・田園景観区域	R、Y R	4 以下	3 ～ 9	原則使用しない
		Y			
		その他(無彩色含む)			
	まちなみ景観区域	R、Y R	6 以下		1/20 以下
		Y	4 以下		
		その他(無彩色含む)	2 以下		
景観形成地区	にぎわい景観形成地区	R、Y R	6 以下	3 ～ 9 (大規模建築物・工作物のみ適用)	1/20 以下
		Y	4 以下		
		その他(無彩色含む)	2 以下		
	元茨木川緑地景観形成地区	R、Y R	4 以下		原則使用しない
		Y			
		その他(無彩色含む)			
	彩都景観形成地区	R、Y R	4 以下		1/20 以下 (町名色等)
		Y			
		その他(無彩色含む)			
	歴史的景観形成地区	R、Y R	3 以下		原則使用しない
		Y			
		その他(無彩色含む)			
	沿道景観形成地区	R、Y R	6 以下		1/20 以下
		Y	4 以下		
		その他(無彩色含む)	2 以下		

■景観形成地区における明度基準が適用される大規模建築物・工作物の定義

対象地	建築物の規模	工作物の規模
みどり・田園景観区域内に位置する景観形成地区	階数が3以上又は建築面積300㎡以上のもの。	地盤面からの高さが10m以上又は築造面積300㎡以上のもの。
まちなみ景観区域内に位置する景観形成地区	- 階数が4以上又は高さが10m以上もしくは建築面積1,000㎡以上のもの。 - 増築にあたっては、既存建築物の延面積との合計が1,000㎡以上のもの。	地盤面からの高さが10m以上又は築造面積1,000㎡以上のもの。

※ 景観形成地区の明度の景観形成基準は、P 34、35 の対象物及び規模と届出対象行為で定めている大規模な建築物・工作物のみ適用します。(戸建住宅等は対象外です)

図1 みどり・田園景観区域の色彩に関する景観形成基準

- 自然になじんだ色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は原則使用できません。

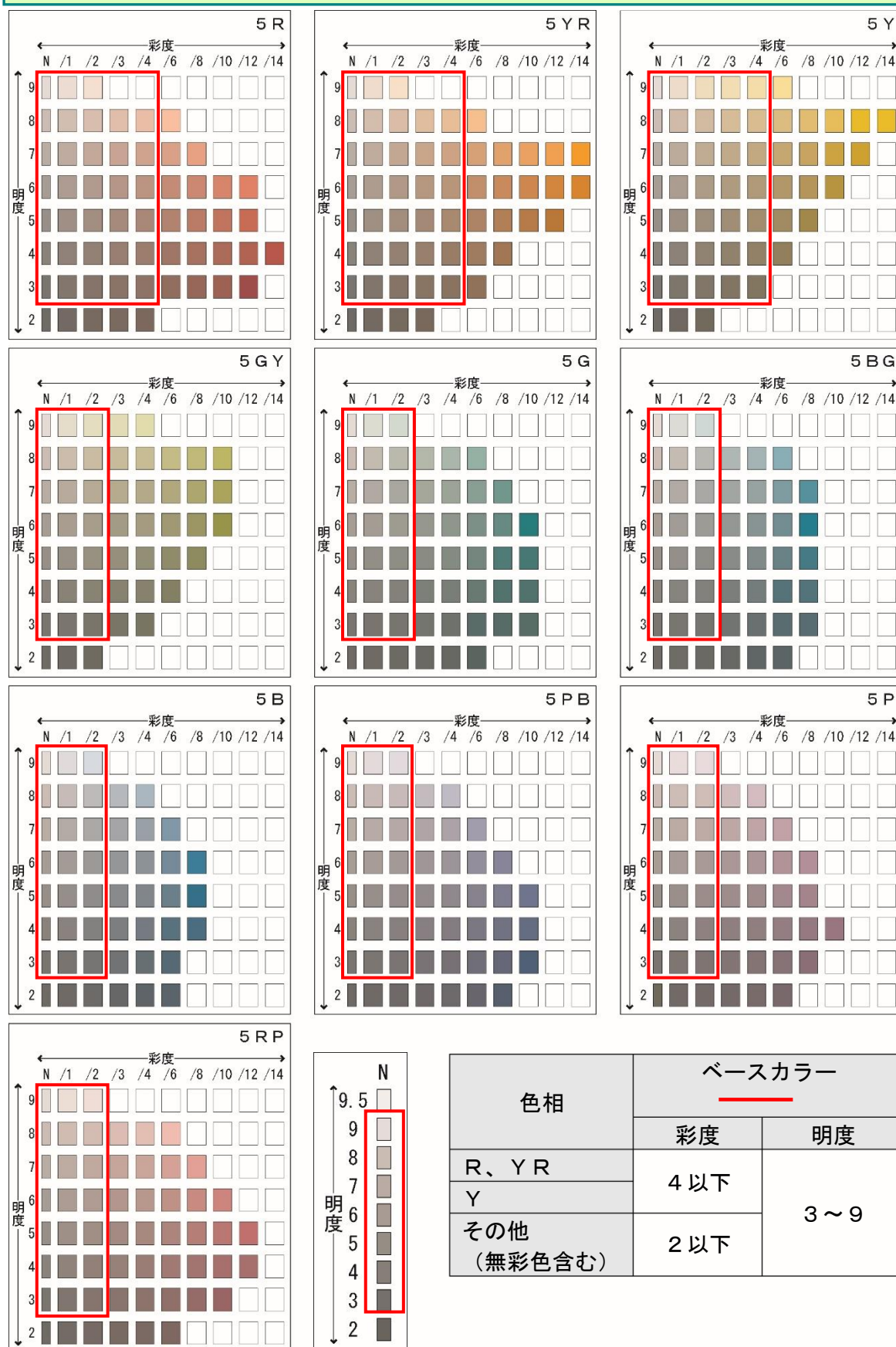


図2 まちなみ景観区域の色彩に関する景観形成基準

- 落ち着いた感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。

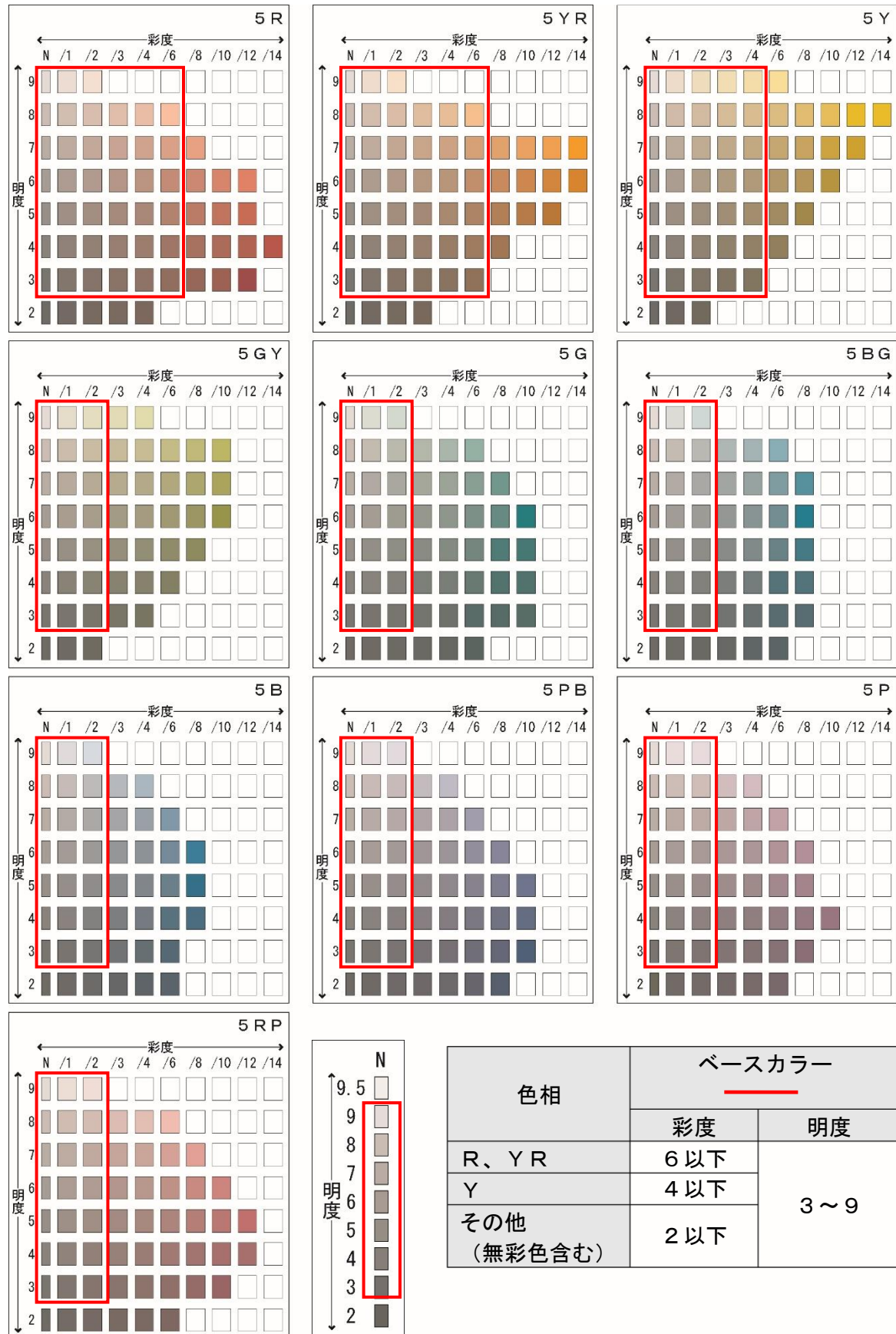


図3 にぎわい景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 明るく賑わいの感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。

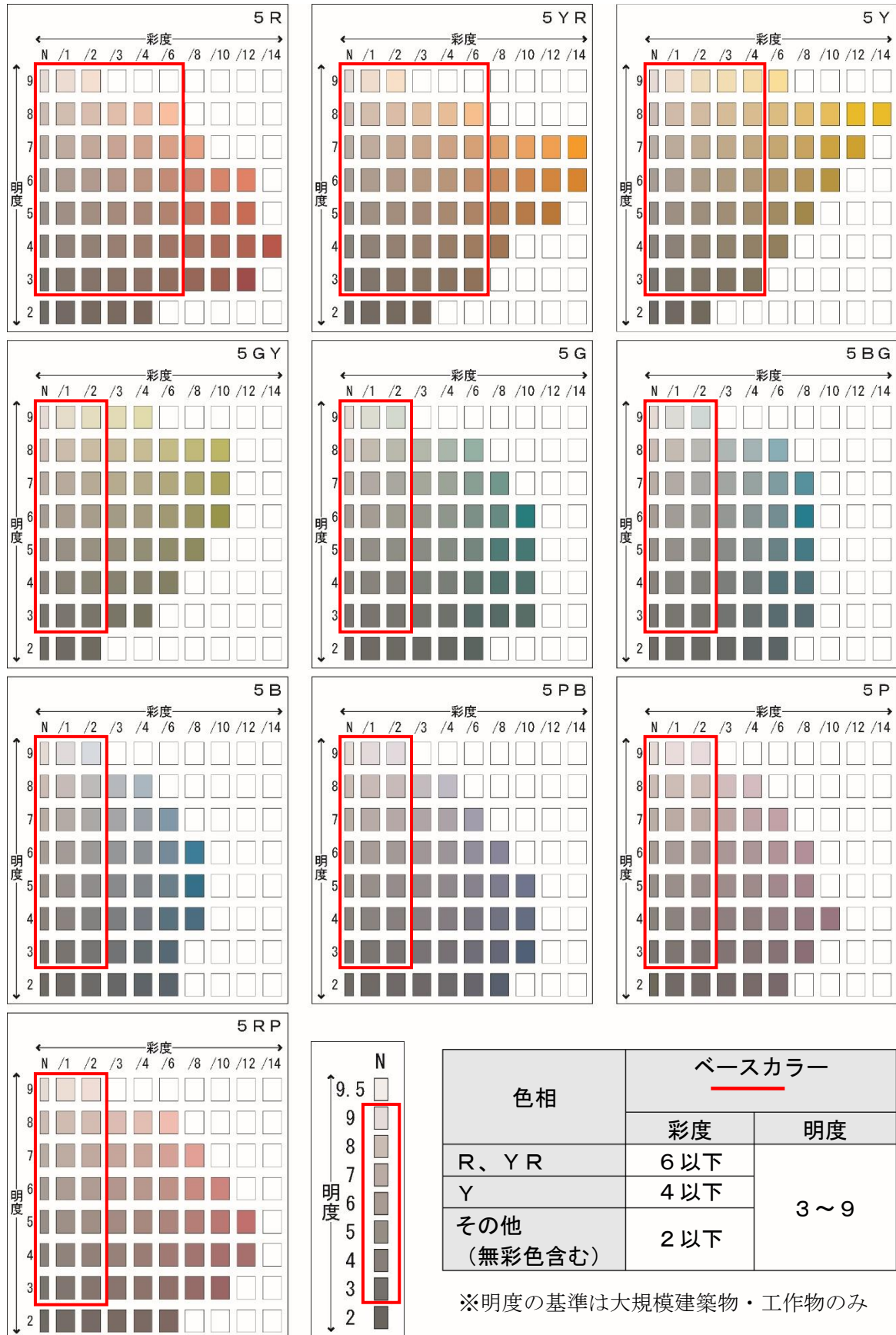


図4 元茨木川緑地景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 自然色を基本とした落ち着いた感じられる色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は原則使用できません。

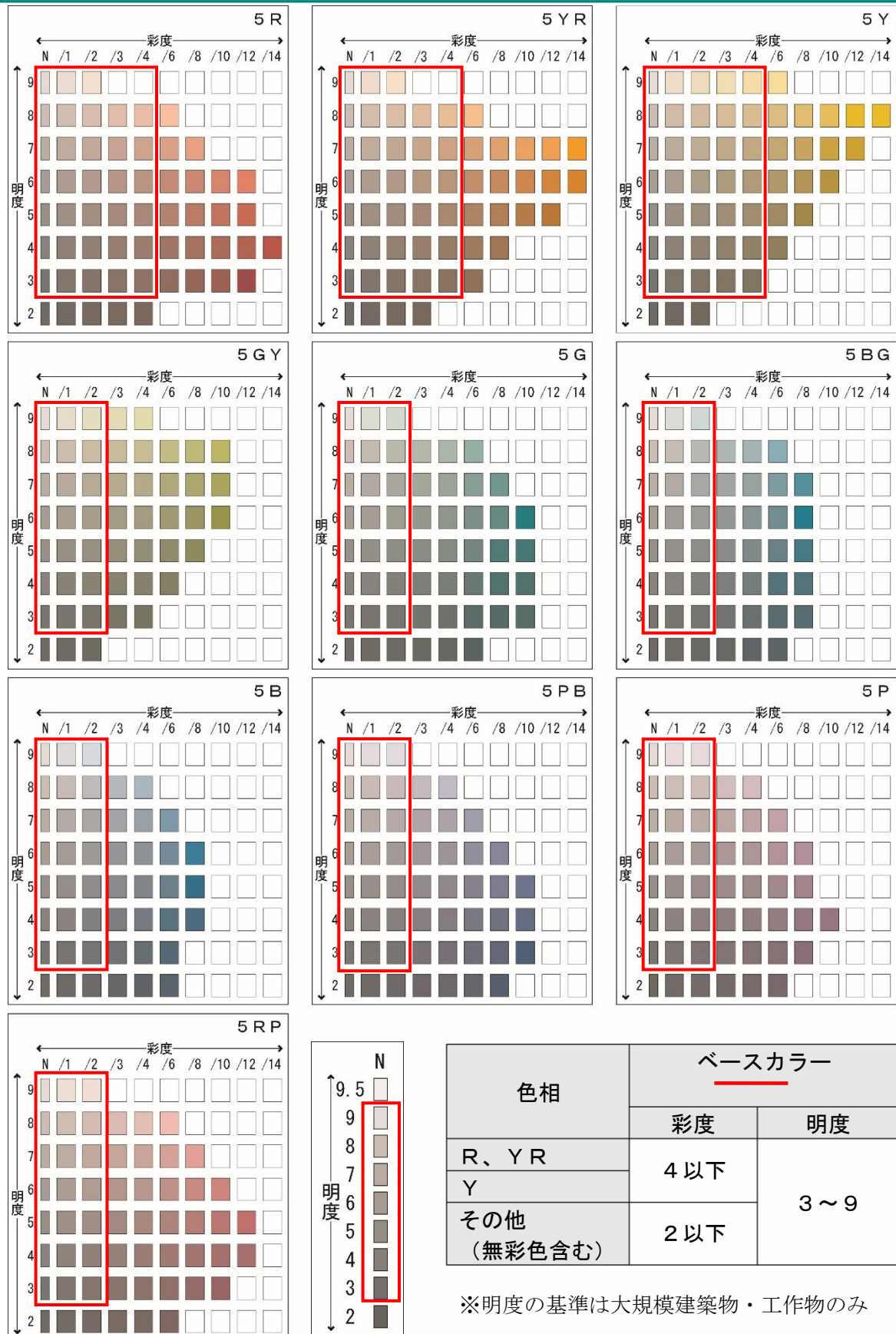


図5 彩都景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 北摂山系と調和した色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色（町名色等）は各立面の 1/20 以下とします。

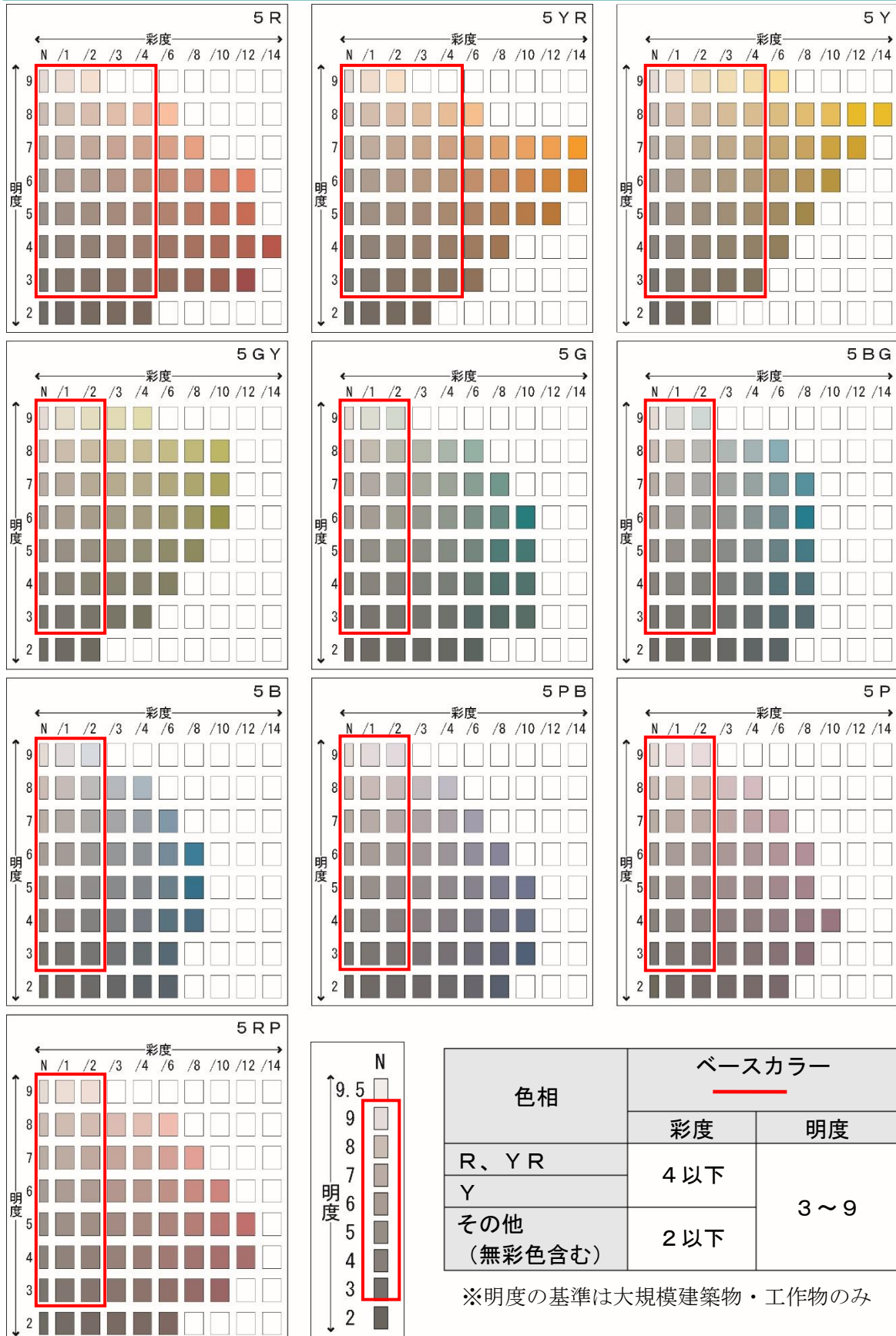


図6 歴史的景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 楕の本陣と調和した落ち着いた落ち着いた色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は原則使用できません。

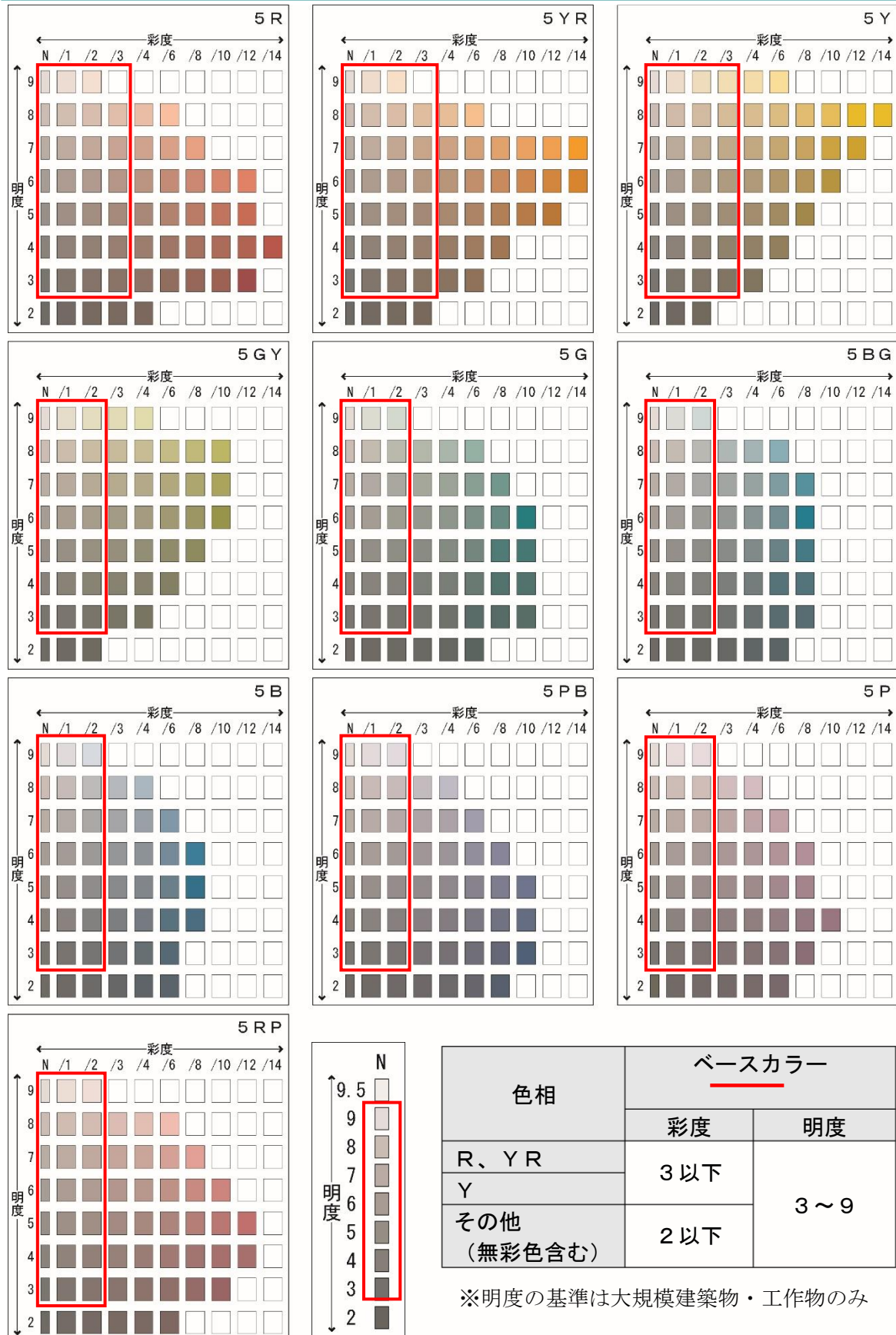


図7 沿道景観形成地区の色彩に関する景観形成基準

- 沿道の緑となじむ色彩とします。
- ベースカラーは以下の基準に適合させ、周辺と調和させます。
- 基準に適合しない色は各立面の 1/20 以下とします。

